

# Ashiyainformation

## お知らせ 給与支払報告書の 提出はお早めに



前年中に給与等の支払いをした従業員等(パート・アルバイト・退職者を含む)の給与支払報告書を提出してください。

■提出期限 2月1日(月)  
■提出先 1月1日現在の従業員等の住所地の市町村(12月31日までに退職した人は退職時点の住所地の市町村)

〈普通徴収の際はお気をつけください〉  
◇普通徴収切替理由書を添付  
◇給与支払報告書の摘要欄に普通徴収切替理由を明記  
※法人番号と個人番号を必ずご記入ください  
※提出書類は市ホームページからダウンロード可

地方税ポータルシステムeLTAXから  
も提出できます。

■問い合わせ 課税課市民税係 ☎38-2016

## 阪神地域都市計画区域 マスタープラン等の変更 に係る都市計画案の縦覧



都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)、区域区分、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針の変更についての都市計画案を縦覧します。

## オープンミーティングを開催しました

10月17日(土)市民会館・奥池集会所・高浜町ライフサポートステーションで延べ65人の皆さんに参加されました。今回のテーマ「新たな行財政改革」に対する主な質問等と市の回答をお知らせします。その他詳細は、市ホームページ・行政情報コーナーをご覧ください。

◇市民の質問・意見 ◆市の説明・回答  
◇行財政改革では、具体的に何をする予定なのか。直近の改革を伺いたい。  
◆従来、公共施設の維持管理は所管課職員が行っていましたが、複数の施設を一民間事業者に包括的に委託することで、安全・安心の向上、事務の効率化、対応の迅速性等が図られています。今後、道路や街路樹の包括管理や、公共施設の最適化における統廃合等による施設総量の縮減も進めています。

◇公共施設の最適化とは具体的にどのようなものなのか。  
◆芦屋は公共施設の一人あたりの面積が全国的に見て4.2平方メートルと少し広めに持っていますので、その面積を減らすような動きになります。ただ単に減らすのではなく、芦屋市公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、公共施設の統廃合・複合化等を進めることで施設の総量を縮減するものです。

期間中に意見書を提出することができます。

■縦覧・意見書受付期間 1月13日～27日(必着)  
(平日・執務時間内)  
■縦覧場所 都市計画課・兵庫県都市計画課  
(市ホームページでも縦覧できます)  
■提出先 下記へ郵送または持参  
■問い合わせ 兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課 ☎078-362-3578(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1)

## 生産緑地地区の 変更案の縦覧



生産緑地地区の変更についての都市計画案を縦覧します。住民・利害関係人は縦覧期間中に市に意見書を提出することができます。意見書は個人情報を除き公表します。

■縦覧・意見書受付期間 1月15日～29日(必着)  
(平日・執務時間内)  
■縦覧場所 都市計画課・市ホームページ  
■提出先&問い合わせ 都市計画課 ☎38-2073  
(〒659-8501 住所不要)

## 申請・届け出 ひとり親世帯 臨時特別給付金



ひとり親家庭を支援するための給付金が受けられます。すでに基本給付を受けた人へは、再支給



◇RPA(自動化)やAI(人工知能)の導入について、今の段階で具体的にどの様なことを考えているのか。

◆コロナ禍で急速にデジタル化が進んでいます。今年度からRPAに関しては取り組みを始め、残業時間が多いため部署から実施し、活用できるところに広げていきたいと考えています。

◇基金残高とはどのような性質の基金なのか。市の運営を全て行うという性質のお金なのか。

◆個人にたとえると、いわゆる貯金のようなもので、歳入が不足した際に基金を使うことになります。基金にも様々な種類があり、財政基金というものは全ての政策事業に使えるものになります。ただし、基金残高には、特定の分野にしか使えない特定目的基金も含まれています。

分を12月に振り込みました。まだ給付を受けていない人は、至急申請してください(詳細は、下記窓口へお問い合わせください)。

■対象 次の①～③のいずれかにあてはまる人  
①令和2年6月分の児童扶養手当受給者  
②公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当が支給されない人  
③新型コロナウイルス感染症の影響で収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になつてゐる人  
■内容 〈基本給付〉1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円  
〈基本給付(再支給分)〉基本給付と同額  
■申し込み ①の世帯:申請は不要です  
②③の世帯:申請がまだの人は、2月26日(金)  
〈消印有効〉までに申請書を下記へ  
(申請書は市ホームページからもダウンロードできます)  
■問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2045  
(〒659-8501 住所不要)

## 合理的配慮の 提供を支援



市内の民間事業者が、点字メニューの作成や筆談ボードなど、合理的配慮の提供を行う場合は、その費用の一部助成を受けられます。

■対象 市内で飲食・物販・医療など不特定多数の人が利用し、障がいのある人の利用が見込まれる事業を行う民間事業者  
■助成額 要した費用の2分の1の額(令和4年3月31日までに市へ完了報告したものは全額)  
※1円未満切捨て。上限あり。  
【コミュニケーションツールの助成】  
(上限額5万円)  
例)点字メニューの作成・音声チラシの作成  
【物品の購入】(上限額10万円)  
例)筆談ボード・折り畳み式スローピー  
【改修工事の施工】(上限額20万円)  
例)手すりの設置・多目的トイレの設置  
■問い合わせ 障がい福祉課 ☎38-2043

## 募集 芸術文化活動表彰の 候補者推薦の募集



■対象 市民、市内に事務所、活動の拠点があり、市内を中心に活動する個人・文化芸術団体